



治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める意見書提出の請願



紹介議員

柳 沢 潤 次

治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める意見書提出の請願

【請願項目】

1. 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
2. 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと
3. 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること

【請願理由】

戦前、天皇制政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲をこうむりました。

治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕者数十万人、検挙された人68274人

(内起訴者6,550人、司法調べ)、警察署で虐殺された人93人、刑務所・拘留所での虐待・拷問・暴行・発病などによる獄死者は400人余(2016年4月30日現在、治安維持法同盟調べ)にのぼっています。

ここ藤沢市にゆかりのある人物としては昭和初期の経済学者・革命運動家であった「野呂栄太郎」においては1933年特高警察に逮捕され、たらい回しされ、品川警察署で拷問を受け病院で絶命、当時33歳でした。

又、藤沢市議会議員においても過去に検挙や逮捕により弾圧された方々がおられます。昭和22年～25年在職の葉山又三郎氏(名誉市民葉山市長の父)、昭和26年～31年在職の葉山冬子氏(名誉市民葉山市長の母)昭和22年～42年在職の大和田武氏です。以上の方々を含め記録が確認できるだけでも16名が犠牲者です。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていません。

世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいます。

私たちは「ふたたび戦争と暗黒政治を許さぬ」ために、また日本国憲法に精神に照らし、国が治安維持法犠牲者の名誉回復をはかり、謝罪と賠償をすることを要請します。

つきましては、貴議会が上記趣旨にもとづき、政府および関係機関に意見書を提出していただきますよう、お願いいたします。

令和7年11月25日

住所 藤沢市鵠沼松が岡5-10-1

氏名 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

湘南支部 支部長 渡辺 慈子

藤沢市議会議員

山口 政哉 様



陳情 7 第34号



令和7年11月//日

藤沢市議会議長
山口 政哉様

東京都葛飾区東新小岩 1-1-1-401
自治労と自治労連から国民を守る党
代 表 浜田 聡



職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情

<陳情理由>

行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第 36 条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。

しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります（討議資料 3～6 頁）。

この仕組みは、行政職員の給与支給事務という公的な財務システムを通じて、結果的に政治的活動を行う団体へ資金が流れる構造を生じさせており、「公金が政治目的に関与」しているように見える点で、適正性を欠くおそれがあります。

チェックオフは行政が給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することで、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する特定団体への便宜供与です。政治活動を行ったり特定政党・議員・候補を支援する団体に対し、公的事務を通じて便宜を与えることは、「行政の政治的中立性を損なう」おそれがあります。

地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。

職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。

一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。

あわせて、地方公務員法第 52 条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており（討議資料 8～11 頁）、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。

以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては

1. 行政の政治的中立性の確保
 2. 地方公務員法第 36 条に基づく政治的行為の制限
 3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重
- という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、広島県ウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」（討議資料 12 頁）に記載のとおり、チェックオフを運用するには、

- ① 当該事業場の過半数組合（ない場合は過半数代表者）と行政との間で労使協定（合意文書）を締結すること
 - ② 個々の組合員から組合費支払の委任同意を受けること
- の二条件が必要です。

これらが欠けている場合は「違法状態」と評価される可能性があるため、速やかに確認し、行政の政治的中立性および公金取扱いの適正性の観点から、疑念を生じさせないように改善を求めます。

<陳情項目>

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の給与天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。

未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続きの方法を明示してください。

3. 地方公務員法第 36 条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

陳情 7 第35号



庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情

令和7年11月//日

藤沢市議会議長
山口 政哉様



241-0025

神奈川県横浜市旭区四季美台 55-6
ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会
代表 出井健三郎



〈陳情理由〉

ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和5年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、神奈川県各市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と16の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と8の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。

神奈川県では6月議会で陳情が採択され、今年8月に管理職を対象に調査を実施。4名が心理的な圧力を感じた、うち2名がハラスメント受けたと感じたと明確に回答しています。なお、藤沢市の実態調査では、141人の職員が心理的な圧力を感じており、2018年4月に行政通達があった後も購読強制が続いていました。

ハラスメントを伴う政党機関紙勧誘は議員のモラルが疑われる重大事項であり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読しお金のやりとりまですることは政治的な中立性から見て疑念がいだかれる行為です。

住民に公明正大に説明できない慣習をいつまでも引きずるべきではありません。職員個人の思想信条および政治的な自由を担保できる形で、庁舎内では原則中止（禁止）すべきと考え、改めて陳情いたします。

具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。

① 議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。

②（議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮する。



上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした実例を踏まえ、アンケート結果を重く受け止めて、以下の対応をお願いします。

<陳情項目>

- ①ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて明確に確認し、徹底してください。
- ②心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討してください。
- ③職員が自発的に購読することは自由ですが、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。

「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書提出についての陳情



[陳情項目]

現在、外国籍を持つ公務員が増えていますが、私は、安全保障上の理由から、これは大変危険なことだと考えています。

そこで、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を求める意見書を、国に提出していただきたいです。

[陳情理由]

以前は、地方公共団体レベルでは、現業職以外の職種に国籍条項がありましたが、1996年に川崎市が政令指定都市で初めて一般事務職の任用について国籍条項を撤廃しました。

また、1997年に、高知県が都道府県として初めて現業職以外について国籍条項を一部撤廃し、2000年に福井県武生市（現越前市）が、消防職を例外として管理職を含めて国籍条項を撤廃しました。

また、自治省（現総務省）は、1996年11月に「条件付き撤廃」を容認しました。

現在、このように、国籍条項撤廃の動きが広がっていますが、私は、これは非常に危険なことだと考えています。

私は、特に、中国人が公務員になることに、強い危機感を持っています。なぜなら、中国には「国防動員法」と「国家情報法」があるからです。

「国防動員法」は、18歳から60歳までの男性と18歳から55歳までの女性に、国防勤務と平時の国防動員準備業務を義務づける法律です。

「国家情報法」は、国家が行なう情報工作活動に協力することを義務づけるものです。

そして、これらはいずれも、日本在住の中国人にも適用されます。

このように、中国には、「国防動員法」と「国家情報法」があるため、中国人が日本の公務員になったら、彼らが中国政府のために重要な情報を盗む、中国人に便宜を図る、日本人に不利益をもたらすといったことを行なう可能性があります。

中には、そのようなことをしたくない中国人もいると思いますが、「国防動員法」と「国家情報法」は法律であるため、それに従わなければ逮捕されたり、中国にいる家族の身に危険が及んだりする可能性があるため、彼らは

逆らうことができず、それに従う可能性が高いと言えます。

「国防動員法」「国家情報法」に関係しているかは分かりませんが、実際、以下のことが起きています。

2019 年 2 月、富士精工の中国籍の社員が、不正な利益を得る目的で会社のサーバーにアクセスし、自動車製造に使用される設計図などの営業秘密の情報を複製したとして検挙された。

2021 年 4 月、宇宙航空研究開発機構（JAXA）など 200 に上る組織が、大規模なサイバー攻撃を受けた事件において、サイバー攻撃に使用された国内のレンタルサーバーを偽名で契約・使用した疑いで、警視庁が 2 人の中国人を、私電磁的記録不正作出・同供用容疑で書類送検した。

2023 年 4 月、国内の電子機器メーカーに勤務していた技術者の中国人男性が、スマート農業の情報を不正に持ち出し、中国にある企業の知人 2 人に渡したとして、警察当局が捜査している。
男性は中国共産党員であり、中国人民解放軍との接点もあったことが判明している。

2023 年 6 月、産業技術総合研究所で、中国籍の主任研究員が、研究成果を中国企業に漏洩したとされ逮捕された。

2023 年 11 月、東京都のパスポートセンターで窓口業務を担当していた委託業者の中国籍の職員が、申請者など 1,900 人以上の個人情報を不正に持ち出したことが発覚した。

また、米連邦捜査局（FBI）は、「中国当局が中国人留学生に対し、技術情報窃取のターゲットを物色させている」と報告書しています。

ドイツ政府は、「中国の国費でドイツに留学する学生が、留学先の大学や研究機関でスパイ行為を働く危険がある」と懸念を表明、大学に警戒を促しています。

また、2022 年に、米連邦捜査局（FBI）と英防諜機関 MI5 の合同記者会見の場で、MI5 のケン・マッカラム長官が「中国共産党は、ビジネスマンや研究者、留学生など多様なチャンネルを通じて情報を集める」と指摘しています。

米国シンクタンクの CSIS の「2000 年から 2023 年までの中国による諜報活動に関する報告書」によれば、2000 年以降の米国に対する中国のスパイ活動（技術窃取やハッキングなどを含む）の報告例 224 件のうち、41%に中国の民間人が関与していると報告しています。

これらのことや、中国、韓国で反日教育が行なわれていること等から、日本の公務員に外国籍の人がなることは、非常に危険だと思います。

これは、安全保障にかかわる重要な問題なので、ぜひ、「全ての公務員の任用に国籍条項を定める法律」の制定を

求める意見書を、国に提出していただきたいです。

令和7年11月19日

陳情者

団体名 一般社団法人 共存共栄クラブ

代表 伊藤 豪

住所 東京都八王子市館町1821-122



藤沢市議会議長 山口 政哉 様

陳情 7 第42号

「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を求める意見書提出についての陳情



[陳情項目]

日本には、外国人による土地購入を規制する法律がありません。そのため、外国人が、全国各地の土地を購入している現状があります。

外国人による土地購入が進むと、安全保障上の問題等があるため、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を国に求める意見書を提出していただきたいです。

[陳情理由]

現在の日本は、世界でも珍しい「外国人が、無条件で土地取引ができる」国です。

カナダは、2027年1月1日まで、外国人による住宅用不動産の購入を原則禁止しています。

シンガポールは、外国人が住宅を購入する際、不動産価格の60%を税金として徴収しています。

アメリカでは、外国人でも基本的に不動産を購入できますが、国家安全保障に関わる取引に関しては、厳格な審査を受けなければなりません。

中国には、土地の「所有権」がなく、購入できるのは「使用权」ですが、それでも、外国人が不動産を購入する場合には、1年以上中国に居住していることが条件となります。

フィリピンでは、外国人による土地所有は、完全に禁止されています。

外国人が、日本の土地を購入することには、いくつかの問題があります。

まず、固定資産税の徴収が難しくなる可能性があります。

その理由は、「連絡先が海外で、追跡が困難」「言語の壁で、自治体の対応に限界がある」「外国人から外国人への転売は、報告義務がない」「税務担当者の権限は、国外に及ばない」といったことがあるからです。

また、安全保障上のリスクもあります。

自衛隊基地や米軍基地の近くの土地が外国人に買われると、「基地の近くからドローンを飛ばして情報収集」「電波を妨害する装置の設置」「有事の際に施設を攻撃する拠点として利用する」等のことが起こり得ます。

実際、2024年4月に、横須賀基地にドローンが無断侵入し、基地及び護衛艦、駆逐艦、航空母艦などが撮影された事件がありました。

また、海外で、外国人から外国人へ転売した場合、日本に報告する必要がないため、「所有者不明の土地が増える」「公共工事（道路等の建設）を行なうときに、所有者と連絡が取れない」「災害時の対応が困難となる」等のことが起こる可能性があります。

このようなことから、産経新聞社とFNNの調査では、77.2%の方が「外国人による不動産取得を規制すべき」と答えています。（2025年7月26・27日実施の合同世論調査）

私は、これらのことから、「外国人による日本の土地購入を規制する法律」の制定を国に求めたいと思い、この陳情書を提出いたします。

令和7年11月19日

陳情者

団体名 一般社団法人 共存共栄クラブ

代表 伊藤 豪

住所 東京都八王子市館町1821-122



藤沢市議会議長 山口 政哉 様

陳情 7 第50号

日本の文化理解促進に関する事業の更なる拡充を求める陳情

収受

-7.11.25

藤沢市議会局

【陳情項目】

藤沢市において、多文化共生を進めるうえで、外国人住民が日本の文化や生活習慣、社会のルールを理解する機会を提供する事業を開催するよう市に働きかけてください。

また、民間団体が日本文化理解を目的とした行事を企画する場合には、市による後援等の支援を検討するよう市に働きかけてください。

【陳情理由】

近年、藤沢市でも外国人住民が増加し、多様な文化・価値観を持つ方々が地域社会を形成するようになっている。このような状況の中で、文化や宗教の違いを越えて共に生きる取り組みは重要である。

多文化共生が地域の負担感や摩擦、不公平感を生まないためには、日本人が外国人のことを知ることも必要だが、外国人が日本の法律だけでなく、日常生活における一般的なルールやマナー、地域の慣習などについて理解を深める機会も重要である。

同時に、地域で暮らす日本人が、急激な環境変化によって窮屈さや不安を感じることがないよう、双方にとって安心できる「共生の土台」を整える必要がある。

そこで、外国人住民が日本社会をより理解し、日本の文化・伝統に親しみを持てるような事業を藤沢市に求めたい。

たとえば、今後、新たな外国人住民の流入が多く見込まれる地区では、外国人コミュニティとの連携を図り、地域の住民とともに日本の風習や地域の慣習を知っていただく機会を設けること、なども考えられる。また、市民団体や地域団体が同趣旨のイベント等を企画した場合、市として後援するなどの支援を行うことで、より円滑な地域社会づくりに寄与すると考える。

外国人住民が日本社会を理解し、日本を好きになり、さらに、日本人住民自身も日本文化を再認識し、自分たちの価値観や習慣への理解を深めることで、外国人住民との共生に伴う不安の軽減につながり、重要な意義を持つと考えるため、この陳情を提出する。

令和7（2025）年11月25日

住所 藤沢市宮前540番地の2

氏名 土屋清夏

藤沢市議会議長

山口政哉様



外国人運転者に関する陳情

【陳情項目】

- ① 個人を特定しない形で、市内に住む外国人の免許保有状況を把握すること。
- ② 個人情報侵害しない範囲で、市内に住む外国人の自賠責保険、自動車保険加入状況を把握すること。
- ③ 市内で運転する外国人に対する自賠責保険および自動車保険加入の義務付けを条例に定めること。

上記を市に働きかけていただきたく、お願いいたします。

【陳情理由】

市内に外国人運転手が増加している現実に鑑み、賠償能力を確保し、事故被害者救済の社会的コストを軽減する必要がある。

外免切り替えにおけるテストが比較的難化しても、日本人より容易なテストで簡単に免許を取得できる外国人により、近年凄惨な死亡事故が起きている。

(例:産経新聞,"埼玉・三郷の小学生ひき逃げ、逮捕の中国人同乗者を不起訴 運転の男は起訴", 2025/6/9 16:11)

また、筆者が11/22(土)横浜市日の出町を歩いていた際も、ヒジャブを被った女性がシートベルトを付けずに走行しており、日本の道路交通法を理解せず運転している人が多くいるとみられる。

このような現状において賠償能力が無く、保険にも未加入の外国人運転手が事故を引き起こした場合、被害者は何の賠償も受けられず、泣き寝入りするしかない状況に追い込まれる。被害者を救済できない無法地帯な市にしないために、現状の把握とそれをもとに適切な対策を講じる必要がある。

令和7年11月26日

藤沢市辻堂 1-12-17
村瀬 旨博

藤沢市議会議長
山口 政哉 様